

お知らせ

区役所への郵便物は郵便番号(〒600-8588)を記載するだけで届きます(住所不要)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

○印の日は、区役所の市民窓口課・保険年金課・福祉介護課の一部の業務を午後7時まで延長

下京区役所 (区民部・福祉部・保健部)
 〒600-8588 区民部 FAX351-4439
 下京区西洞院通堀小路上る 福祉部 FAX351-8752
 ☎371-7101 (代) 保健部 FAX351-9028

◆省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度について

平成20年1月1日以前から所在する住宅について、平成22年3月31日までに一定の省エネ改修(改修費用が30万円以上のもの)を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度に限り、床面積120㎡までの部分の固定資産税が3分の1減額されます。改修工事が完了した日から3か月以内に省エネ改修工事の証明書(建築士が発行)などを添付して申告してください。

☎ 固定資産税課 (☎371-7196)

◆11～12月は市税の「滞納整理強化期間」です

市では、財政の基盤である税収を確保し、納税の公平性を保つため、滞納市税の徴収強化に努めています。この期間中は、財産の差押え及び公売を一層強化し、市税徴収の取組を進めます。また、滞納市税があり昼間や平日に不在の方を対象に、夜間・休日の納税催告などを行います。催告後も納付が進まない方には、法令の規定に基づき財産の差押え、更には公売を行う滞納市税の徴収に努めます。

☎ 納税課 (☎371-7199)

◆老人保健の高額医療費の申請をお急ぎください

今年3月31日までに老人保健で医療を受けられた方で、高額医療費が支給される方にはお知らせしています。申請がまだの方はお急ぎください。なお、平成18年12月から平成19年11月の診療分で申請がまだの方は、12月上旬に再度お知らせをお送りします。

☎ 保険年金課保険給付・年金担当 (☎371-7254)

◆新しい国民健康保険被保険者証(保険証)は届きましたか

新しい保険証(緑色または桃色)を配達記録郵便によりお届けしています。配達時にご不在だった場合は、郵便局の保管期間内に、再配達を依頼されるか郵便局窓口でお受け取りください。郵便局の保管期間を経過した場合は、保険年金課の窓口でお渡しします。古い保険証(黄色または青色)は12月1日から使用できませんのでご注意ください。

☎ 保険年金課資格担当 (☎371-7252)

◆国民健康保険の保険料を滞納していると

特別な事情がなく保険料を滞納されますと、一旦、医療費の全額をお支払いいただく資格証明書の交付や、給付の一時差止め、財産の差押えなどを行うこととなりますのでご注意ください。

納付困難な事情がある場合は、お早めにご相談ください。

☎ 保険年金課徴収推進担当 (☎371-7253)

福祉

◆歳末特別生活相談と特別生活資金貸付

疾病や不測の事故などのため、年越しの時期に生活に困られる世帯に対して、生活相談を行い、必要と認められる世帯に貸付を行います。

相談日時 12月11日(木)～17日(水) 午前9時～11時30分、午後1時～3時(土日を除く)

場所 下京区役所4階会議室

貸付日 12月24日(水)

貸付の内容 世帯員1人3万円を目安に、1世帯15万円までを貸付。担保・保証人は不要、無利子。1か月以上3か月以内の据置期間を含めて2年以内に、原則として均等月賦で返済。

貸付が受けられない世帯

- ボーナスなどの臨時収入がある場合や、他の共済制度の貸付を受けることができる世帯
- 生活保護を受けている世帯
- 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」第14条第1項などに規定する支援給付を受けている世帯
- 以前に夏季または歳末の特別生活相談においてこの資金の貸付を受け、償還が完了していない世帯(相談の時点で80%以上を償還済みで、貸付日までに償還を完了した世帯を除く)
- 償還能力に欠けると認められる世帯

申請に必要なもの 印鑑及び健康保険証など住所と家族構成を明らかにできるもの

☎ 福祉介護課福祉担当 (☎371-7214)

保健

◆「今から始めるアレルギー対策講座」参加者募集

専門医からのアドバイスや、栄養士が食事面での工夫をお伝えします。

日時 12月3日(水) 午後1時30分～3時

場所 下京保健所(下京区役所保健部)

対象 18歳以上の下京区民の方

定員 30人(申込順) 費用 無料

申込み 電話にて受付中

☎ 健康づくりに推進課成人保健・医療担当 (☎371-7291)

◆食中毒にご注意ください

<キノコ> 近年自然志向が高まり、秋の訪れとともにキノコ狩りを楽しみにされている方も多いのではないのでしょうか。しかし、食べられるキノコと毒キノコを見分けることはとても難しく、毎年この季節には毒キノコによる食中毒が発生しています。思い違いや昔からの誤った言い伝えで判断して食べてしまうことで、時には死に至る痛ましい事故も起こっています。

安易に自生のキノコを採取し食べることは絶対にやめましょう。さしあたって、次の点に十分ご注意ください。

- 素人判断は絶対しない
- 知らないキノコは、採らない、あげない、もらわない
- 万一、毒キノコを食べてしまったら、我慢せずに直ちに病院へ!

<フグ> フグのおいしい季節がやってきました。鍋物、てっさ、焼きフグなどいろいろな調理で楽しめます。その一方で、自分で釣ったフグを家庭で調理し、食中毒を起こす事例が発生しています。

フグの毒は青酸カリの千倍という猛毒で、普通に加熱しても毒性はなくなりません。また、毒のある部位が種類によって異なり、個体差もあります。フグを安

全に食べるためには、正しい知識と技術により、有毒な内臓などを適切に処理しなければなりません。素人料理は絶対やめ、フグ処理師が適正に処理した料理を食べましょう。

☎ 衛生課食品衛生担当 (☎371-7299)

下京青少年活動センター(ユースサービス下京)

〒600-8871 ☎314-5636
 下京区七本通 FAX314-5640
 七条上一筋目西入 ☎shimosei@jade.dti.ne.jp

市内に在住または通勤・通学先のある方が対象。対象年齢などについては事業ごとにご覧ください。電話・FAX・Eメールで申込受付。詳しくは、当センターにお問い合わせください。

◆トレーニングルームをご利用ください

豊富なマシンを使ってトレーニングしませんか。初めて利用される方は、毎週木曜日午後7時30分からの講習を受けてください。その後は、開館時間内いつでも利用できます。ただし、中学生の方は、トレーナーがいる木曜日の午後7時以降の利用に限ります。

対象 中学生から30歳までの方

費用 年間登録料500円(保険料含む、来年3月まで有効)

◆ふれいじむ参加者募集

小学生のための遊び場として、体育室を開放。ボランティアスタッフと一緒に楽しく遊ぼう。

日時 11月22・29日、12月6・13・20日(いずれも土曜日、午後1時～3時)

対象 小学生 費用 無料 申込み 不要

その他 しもせいチャレンジキッズに登録が必要(登録料500円/来年3月まで有効)

下京図書館

〒600-8449 下京区新町通松原下 ☎351-8196

◆お楽しみ会

日時 11月22日(土) 午前11時～

内容 ブックトーク
手遊び「てあそびしましょ!」

費用 無料 申込み 不要

◆テーマ別図書と絵本の展示と貸出し

日時 11月30日(日)まで

図書のテーマ 「哲学してみる」

絵本のテーマ 「こころ(なやみ)」

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 12月1日(月) 午前10時～10時40分

場所 西大路小学校

下京老人福祉センター

〒600-8166 下京区花屋町通西入 ☎341-1730

市内に在住の60歳以上の方が対象。詳しくは、当センターへお問い合わせください。

◆ゆうゆう講座「転倒予防のための筋力トレーニング」参加者募集

普段使わない筋肉を動かし、筋力を鍛えるストレッチ体操をします。

日時 12月12日(金) 午後1時30分～3時

講師 名倉ゆう子氏(健康運動実践指導者)

定員 30人(先着順) 費用 無料

申込み 11月25日(火) 午前9時30分から本人による来所にて受付